

宮城県公報

行
県
發
宮
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
宮本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

宮城県知事 村井嘉浩

規則

- 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
- 告示

(中小企業支援室) 一

- 宮城県規則第一号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表第三の十七の項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

- 宮城県告示第四十一号
- 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村井嘉浩

- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消し等の届出
- 漁業法第十二条第四項に基づく公聴会の開催
- 宮城海区漁業調整委員会

九九八

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十九年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和元年分）

（平成三十一年分（令和元年分））

七 七 七 七 六 六 五 五

(水産業基盤整備課)	(水産業振興課)
(同)	(同)
(道路課)	(農業振興課)
(会計課)	三

- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届

（平成三十一年分）

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十九年分）
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分）

（平成三十一年分（令和元年分））

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なの花薬局たじり店 おおはし薬局	大崎市田尻沼部字新富岡三十四一一 石巻市大橋三丁目二一十五	株式会社なの花東北 おおはし薬局	青森県八戸市石堂二丁目二十四番三十号 石巻市大橋三丁目二一十五	令和元年十月一日 令和元年五月一日
事業所の名称 おおはし薬局	事業所の所在地 石巻市大橋三丁目二一十五	申請者の名称 おおはし薬局	申請者の所在地 石巻市大橋三丁目二一十五	指定年月日 令和元年五月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

○宮城県告示第四四二号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
				居宅介護支援事業所おんりープラ ン訪問介護おんりいケア	栗原市築館薬師一丁目一番二十六号 栗原市築館伊豆三丁目二百四十六一二	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師一丁目百十番地一	令和元年九月一日
				栗原市築館伊豆三丁目二百四十六一二	栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師一丁目百十番地一	令和元年九月一日

○宮城県告示第四四三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があつた。

(3) 令和2年1月21日 火曜日

宮 城 県 公 報

(法律第三十号) 第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により指定した介護機関から、次のとおり休止した旨届出があつた。

令和2年1月二十一日

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
アースサポート東塙釜	塙釜市藤倉二丁目十九番三十号	アースサポート株式会社	居宅介護支援	令和元年十月一日

○宮城県告示第四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年1月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

氣仙沼市

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の一第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和2年1月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公の施設の名称
雄勝漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成 番二十七

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和2年1月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公の施設の名称

気仙沼漁港の駐車場

二 指定した団体の名称

宮城県知事 村井嘉浩

一 公の施設の名称

磯崎漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県知事 村井嘉浩

(7) 令和2年1月21日 火曜日

報告年月日	1. 12. 24 (1. 11. 26解散)	成三十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
1 収入総額	0	今和二年1月二十一日
2 支出総額	0	宮城県選挙管理委員会 委員長 伊東則夫
○ <u>町選管公示第五回</u>		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)
政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		(その他の政治団体)
令和二年1月二十一日		板橋美保後援会「なでしこ会」
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊東則夫		報告年月日 1. 12. 24 (1. 11. 26解散)
政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		1 収入総額 0
○ <u>町選管公示第六回</u>		2 支出総額 0
板橋美保後援会「なでしこ会」		○ <u>町選管公示第六回</u>
報告年月日 1. 12. 24 (1. 11. 26解散)		政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
1 収入総額 0		令和二年1月二十一日
2 支出総額 0		宮城県選挙管理委員会 委員長 伊東則夫
○ <u>町選管公示第七回</u>		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)
政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		(その他の政治団体)
令和二年1月二十一日		一條芳弘後援会
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊東則夫		報告年月日 1. 12. 23 (1. 12. 23解散)
政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		1 収入総額 44,376
○ <u>町選管公示第七回</u>		2 支出総額 44,376
(その他の政治団体)		これからの石巻を考える会
板橋美保後援会「なでしこ会」		資金管理団体の届出に係る公職の種類 柴田町議会議員
報告年月日 1. 12. 24 (1. 11. 26解散)		報告年月日 1. 12. 23 (1. 12. 23解散)
1 収入総額 0		1 収入総額 44,376
2 支出総額 0		2 支出総額 44,376
○ <u>町選管公示第七回</u>		資金管理団体の届出をした者の氏名 門脇政喜
政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員
報告年月日 1. 12. 17 (1. 12. 17解散)		報告年月日 1. 12. 17 (1. 12. 17解散)

(8)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
（その他の政治団体）	
板橋美保後援会「なでしこ会」	
報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
かくた充由仙台後援会	
報告年月日 1.12.27 (1.11.30解散)	
1 収入総額	318,148
本年収入額	318,148
2 支出総額	318,148
3 本年収入の内訳	(40人)
個人の党費・会費	71,000
寄附	187,148
個人分	187,148
借入金	60,000
千田 勝見	60,000
4 支出の内訳	127,249
経常経費	
備品・消耗品費	955
事務所費	126,294
政治活動費	190,899
組織活動費	112,996
寄附・交付金	17,903
その他の経費	60,000
5 寄附の内訳	〔個人分〕
年間五万円以下のもの	48,000
宝の都（くに）おおさきを創る市民の会	
報告年月日 1.11.22 (1.11.10解散)	
1 収入総額	25,589
前年繰越額	25,589
2 支出総額	25,589
3 支出の内訳	
政治活動費	25,589
寄附・交付金	25,589
年間五万円以下のもの	187,148
門脇政喜後援会	
報告年月日 1.12.17 (1.12.17解散)	
○附擲置印長銀丸印	
政治資金規正法（昭和三十二年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
仙南政治研究会	
報告年月日 1.12.19 (1.11.25解散)	
1 収入総額	324,182
前年繰越額	276,180
本年収入額	48,002
2 支出総額	324,182
3 本年収入の内訳	
寄附	48,000
政治団体分	48,000
その他の収入	2
一件十万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
政治活動費	324,182
組織活動費	243,385
選舉関係費	36,540
寄附・交付金	44,257
5 寄附の内訳	〔政治団体分〕
年間五万円以下のもの	48,000
宝の都（くに）おおさきを創る市民の会	
報告年月日 1.11.22 (1.11.10解散)	
1 収入総額	25,589
前年繰越額	25,589
2 支出総額	25,589
3 支出の内訳	
政治活動費	25,589
寄附・交付金	25,589

管理団体の届出があった。

令和2年1月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

資金管理団体

した者(代)

表者

の氏

名

公職の種類

資金管理団体の
名

主たる事務所の所在地

指定年月日

菊地 昌夫 名取市議会議員 菊地まさお後援会 名取市相互台二一一一三

令和元年
十二月十二日

○宮選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和2年1月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

資金管理団体の
名

新

旧

異動年月日

小川のり子 石垣のりこ後援会

主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町 仙台市青葉区二日 令和元年
三一五一二一 町二一 令和元年
十二月一日

平井 緑子 平井みどりと歩む会

主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木 仙台市宮城野区原 令和元年
三一二一七 町一三一六六 令和元年
十一月一日

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号) 第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなつた旨届出があつた。

令和2年1月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

一條芳弘 芳弘
門脇 政喜

一條芳弘後援会
これから石巻を考える会

令和元年十二月二十三日
令和元年十二月十七日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

令和2年1月二十一日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠山喜勝

宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地
宮城県石巻合同庁舎 宮城県石巻合同庁舎
二〇一、二〇二会議室 二〇一、二〇二会議室

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時

開催場所

対象地区

令和2年2月5日 午前十時三十分から
午後二時まで

令和2年2月5日 午後一時から
午後二時まで

令和2年2月5日 午後二時十分から
午後三時十分まで

令和2年2月5日 午後三時十分まで

宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地
宮城県石巻合同庁舎
二〇一、二〇二会議室
東松島市から山元町まで
気仙沼市及び南三陸町
石巻市渡波まで

二 公聴会において意見を聽こうとする案件
漁業法第十二条第四項の規定による区画漁業権及び第一種共同漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号) 第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなつた旨届出があつた。

令和2年1月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

資金管理団体でなく
なった年月日

一條芳弘後援会
これから石巻を考える会

令和元年十二月二十三日
令和元年十二月十七日